

川崎市教育委員会課長補佐設置運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、川崎市教育委員会事務局事務分掌規則(昭和46年川崎市教育委員会規則第19号)第5条2項及び第6条第2項並びに川崎市教育機関事務分掌規則(平成15年川崎市規則第4号)第5条第3項及び第6条第2項並びに川崎市総合教育センター処務規則(昭和61年川崎市規則第10号)第4条第2項、第5条第2項及び第6条に基づき、課長補佐を設置する場合の基準及び課長補佐の職務等を定めることにより、本市行財政の適正かつ円滑な運営及び事務の責任体制の確立を図ることを目的とする。

(設置)

第2条 課長補佐は、次の基準を満たす課及び課に相当する教育委員会事務局(以下「事務局」という。)付け及び部付けの担当、室及び事業所(以下「課等」という。)に、原則として一人設置する。

- (1) 3人以上の係長又は主査(以下「係長等」という。)で構成する課等
- (2) 全庁又は事務局全般にわたる企画、庶務、予算等、特に重要かつ困難な事務を担当する課等

2 前項の規定によっては課長補佐を設置することができない部及び室においては、課長補佐を一人設置することができる。

3 専任職となる課長補佐については、前項及び前々項の規定によらずに設置することができる。

4 教育長は、当分の間、特に必要と認めるとき、前項及び前々項の規定にかかわらず、課長補佐を設置することができる。

(職務等)

第3条 課長補佐の職務は、課等の長(以下「課長等」という。)の命を受け、課等の事務の進行管理及び連絡調整等を行うことにより、課長等を補佐するものとする。

2 課長補佐は、係長等の権限を併せ持つものとする。

3 川崎市事務決裁規程(昭和41年川崎市訓令第8号)別表2人事事項に掲げる決裁事項に係る事案については、課長補佐に回議しないものとする。

4 課長等が不在の場合には、課長補佐がその事案(前項に掲げる決裁事項に係る事案を除く。)を代決するものとする。

(担当事務の指定)

第4条 教育長は、課長補佐の担当事務を定めなければならない。

(総務局長への報告)

第5条 教育長は、課長補佐の担当事務を定めるとき、あらかじめ総務局長に次に掲げる事項を報告しなければならない。

(1) 所管部署

(2) 職種名

(3) 事務取扱する係長等

(4) 担当事務の内容

(5) 配置職員の氏名

(6) 職員配置年月

2 教育長は、次に掲げる事由が生じた場合は、当該事由が発生した月の末日までに前項の報告をしなければならない。

(1) 課長補佐が設置されたとき。

(2) 課長補佐の担当事務が変更したとき。

(3) 人事異動により職員の配置が変更したとき。

(定例の報告)

第6条 教育長は、毎年4月1日現在の課長補佐の担当事務について、4月末日までに総務局長に報告するものとする。

(総務局長の意見)

第7条 総務局長は、教育長から前条の報告を受けたとき、教育長に対して意見を述べることができる。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(平成19年3月27日 18川教庶第1487号 教育長決裁)

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

様式（第6条第1項関係）

（教育長 総務局長）

指 定 報 告 書

年 月 日

総務局長 様

教育長 No. _____

課長補佐の担当事務について、次のとおり定めたので報告します。

所管部署	配置職員の氏名(職種) (配置年月)	事務取扱す る係長等	担当事務の内容

指 定 報 告 書

平成 年 月 日

総務局長 様

教育長 No. 1

課長補佐の担当事務について、次のとおり定めたので報告します。

所管部署	配置職員の氏名(職種) (配置年月)	事務取扱する係長等	担当事務の内容
課	(土木職) (H19.4)	主査〔 地 区再開発 〕	再開発に係る調査、資料作成
<p>課等に複数の課長補佐が設置されている場合において、事務取扱する係長等の事務についてのみ補佐するときは、事務取扱する係長等の事務のみを記載してください。</p>			<p>基本計画策定、設計委託及び調査</p> <p>地区再開発再開発協議会との連絡調整</p>
	(一般事務)	主査〔 庶務・ 〕	<p>整</p> <p>地元関係者との連絡調整</p> <p>用地取得</p>
<p>課等に複数の課長補佐が設置されている場合において、事務取扱する係長等の事務以外の係の事務についても補佐するときは、事務取扱する係長等の事務とそれ以外の係の事務をそれぞれ分けて記載してください。</p>			<p>建築物移転計画</p> <p>測量、調査</p>
			<p>国庫補助申請</p>
			<p>国・県との連絡調整</p>
<p>課等に単数の課長補佐が設置されている場合は、課等の事務全般を補佐することになるので、記載は不要です。</p>			